

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学1・2年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化をすすめてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、日本国憲法には子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが明記されているが、教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国中、日本は最下位である。公教育の一層の充実のためにも、教育予算を拡充するとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持することは大変重要である。

さらに、東日本大震災において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

1. きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 東日本大震災における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

茨城県笠間市議会議長 藤枝 浩

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、
文部科学大臣